

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)					
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り、大気環境の改善、保全を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,367,915	2,508,625	2,475,240	2,131,905
		補正予算(b)			175,640	
		繰り越し等(c)		-40,388	40,388	
		合計(a+b+c)	2,367,915	2,468,237	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	1,654,000	1,994,000	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	①新成長戦略(平成22年6月10日) ②知的財産推進計画2010(平成22年5月21日)					

測定指標	1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	4 EANET分析精度管理目標達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	93.4	93.2	96.4	95.4	集計中	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○全国の大気環境基準の達成状況については、おおむね改善又は高い達成率で横ばいとなっており、各種の施策の成果が着実に現れているが、二酸化窒素の自動車排出ガス測定局で環境基準が未達成の地点が残されている(平成22年度達成率:97.8%)。 ○光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低く、また、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率も低い状況である。 ○EANET分析精度管理目標達成率が改善傾向にあり、100%に近い達成状況となっている。 ○中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第十次答申(平成22年7月)等に基づく、二輪自動車等の国際的な基準の動向を考慮した排出ガス低減対策、ディーゼル重量車の排出ガス後処理装置の耐久性・信頼性確保のための措置及びオフサイクルにおける排出ガス低減対策並びにディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策についての検討を行った。 ○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業については、中国、ベトナム及びインドネシアを対象に、政策へのインプットに向けた取組を行うとともに、セミナーの開催、ウェブサイト拡充による我が国の環境産業等やアジア各国への情報提供、これまでの成果を国際的な会議において発信することによるパッケージアプローチの共有、実証・認証制度等の構築に向けた気運の醸成を図った。 ○在日米軍施設・区域周辺環境保全対策として、水質については、本土及び沖縄県内の計13施設・区域で排水処理施設及び公共用水域のモニタリングを実施し、大気については、本土及び沖縄県内の計5施設でボイラー施設のモニタリングを実施した。 ○新たな公害防止管理方策の調査検討と公害防止取組促進のための仕組みづくりについて検討を行った。 ○アジアにおけるコベネフィット・アプローチ普及のため、多国間協力としてアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動を支援し、また、二国間協力として中国及びインドネシアにおいて協力を進め、事業実現可能性調査や共同研究等を実施した。さらに、国際研究機関に対するコベネフィット研究支援を行った。</p>
------------	--

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○平成21年にPM2.5に係る環境基準が設定されたこと、光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低いこと及び海外から我が国への越境移流が指摘されていることなどから、今後取組を強化していく。</p> <p>○光化学オキシダントやPM2.5に係る取組として、国内における常時監視網の整備等を通じた知見の集積とともに、国際的取組を通じた対策も必要であり、今後とも対策の検討を進める。</p> <p>○この他、酸性雨等の越境大気汚染や黄砂についても、「EANETの強化のための文書」や「環境協力を係る日中韓三カ国共同行動計画」等に基づいて国内外の取組を進めていく。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成状況は改善傾向にあり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について大気環境基準はおおむね達成されているものの、大都市部を中心に未達成局が存在していることから、引き続き自動車排出ガス対策を推進する。</p> <p>○国と地域が連携を図りつつ、大気環境の保全を担う体制の確保を図り、効果的な大気汚染の防止の取組が促進されるよう、引き続き、研修等を通じた人材の育成を行うとともに、さらなる密接な情報交換や意見交換を行っていく必要がある。</p> <p>○実効ある公害防止管理体制及び統合的な公害防止の在り方に関する海外での先進事例についての整理と地域ぐるみの公害防止取組促進のための検討を踏まえて、新たな公害防止管理方策について検討していく。</p>
--	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス専門委員会及び作業委員会並びにオフサイクルにおける排出ガス低減対策検討会等を開催し、審議を行った。 ・平成24年3月に中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会を開催し、平成23年度に環境省の実施した将来の環境状況に関するシミュレーション結果等について報告を行い、今後の対策検討に係る課題等に関する助言をいただいた。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ・越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂) ・EANET分析機関間比較プロジェクト報告書(EANETネットワークセンター)
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>粕谷 明博 山本 光昭 西本 俊幸 弥元 伸也 水野 理</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	---	---------------	---	-----------------	----------------

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう エ. 二酸化窒素 キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質 (PM2.5)
 イ. 一酸化炭素 オ. 光化学オキシダント ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質 カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質 (PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	目標年	目標値
①ア	99.8	99.8	99.6	99.7	調査中	-	100
イ	100	100	100	100	調査中	-	100
ウ	89.5	99.6	98.8	93.0	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	0.1	0.1	0.1	0	調査中	-	100
カ	99.3	99.8	99.8	100	調査中	-	100
キ	100	100	100	100	調査中	-	100
ク	100	100	100	100	調査中	-	100
ケ	100	100	100	100	調査中	-	100
コ	-	-	-	32.4	調査中	-	100
②ア	94.4	95.5	95.7	97.8	調査中	-	100
イ	88.6	99.3	99.5	93.0	調査中	-	100
ウ	3.3	0	0	0	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	100	100	100	100	調査中	-	100
カ	-	-	-	8.3	調査中	-	100
③ア	90.6	92	92.9	95.7	調査中	-	100
イ	92.5	99.5	100	99.0	調査中	-	100

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全				
施策の概要	騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。				
達成すべき目標	自動車・航空機・新幹線騒音等に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善、ヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	349,510	267,277	166,888	112,224
	補正予算(b)				
	繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	349,510	267,277	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	349,000	168,000	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	80.9	80.5	81.4	81.6	調査中	100
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			88.0	89.8	90.6	91.3	調査中	100
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			73.8	76.0	74.4	77.8	調査中	100
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			42.2	43.1	47.3	51.7	調査中	100
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にある。 ○自動車騒音に関する環境基準の達成状況の経年変化は、各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要があるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にあり、道路に面する地域における環境基準の達成状況は、91.3%となっている。 ○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて継続的に対策を講じており、環境基準達成状況は航空機騒音が77.8%、新幹線鉄道騒音が51.7%であり、長期的には改善傾向にある。 ○騒音・振動に係る苦情件数は近年横ばいであるが、建設作業に係る苦情が増加していること、特に建設作業振動の苦情が全体の6割程度で近年推移していること、交通機関からの騒音に係る苦情も、おおむね横ばいであることから、今後とも必要な対策を図っていく必要がある。 ○悪臭に係る苦情件数は7年連続で減少しているが、サービス業に係る苦情件数の割合は増加傾向にあり、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。 ○自動車単体対策について、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態を調査するとともに、騒音の規制手法の抜本的見直しについて検討を行った。 ○ヒートアイランド対策については、対策導入にかかる課題や適応策の考え方等をまとめた「ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～」をまとめ、対策の実施を推進した。 ○光害対策の一環でもあるスターウォッチング参加者数は、22年度は8,556人、23年度は5,599人と減少傾向にある。</p>
------------	--

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○騒音については、従来の規制的手法と合わせて、騒音ラベリング等の情報的手法のような規制以外の手法による騒音対策の推進を図る。また、風力発電施設からの騒音・低周波音については測定・評価・予測方法の確立を目指すとともに、低周波音の苦情に適切に対応するため、地方公共団体職員を対象とした講習会を継続して開催する。</p> <p>○悪臭については、簡易な嗅覚測定法を普及促進することで、苦情受付時の機動性向上を図る。</p> <p>○地方公共団体・民間事業者等の取組を支援しつつ、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進する必要がある。</p> <p>○スターウォッチングの参加者が減少傾向にあるので、啓発方法を変更・強化することにより、参加者の増加を図る。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>学識経験者を委員とする中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会及び作業委員会並びにタイヤ単体騒音低減対策検討会等を開催し、審議を行った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) 各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) 各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省) 各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>室長事務取扱 粕谷 明 博 西本 俊幸 弥元 伸也</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	---	---------------	---	-----------------	----------------

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)				
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制や油及び有害液体物質による海洋汚染の防止、漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。				
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上及び油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	1,718,303	2,168,684	2,201,043	2,399,531
	補正予算(b)			218,384	
	繰り越し等(c)	129,215		(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	1,847,518	2,168,684	(※記入は任意)	
執行額(千円)	1,793,000	1,975,000	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 健康項目基準達成率	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	99.1	99	99.1	98.9	調査中	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	2 生活環境項目(BOD/COD)基準達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	85.8	87.4	87.6	87.8	調査中	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	3 各湖沼水質保全計画に定める目標値	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			「別紙のとおり」					
	年度ごとの目標値							
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	「別紙のとおり」					100%
	年度ごとの目標値							
	5 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準値	実績値					目標値
		15年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		384	259	278	208	集計中	集計中	250

	<p>目標の達成状況</p>	<p>○下層DO等の新規環境基準項目の検討、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた技術的な支援を行った。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討のための調査を実施した。</p> <p>○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率は、全体では87.8%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。また、湖沼のりん窒素濃度による水環境への影響を把握し、窒素含有量の排水基準に係る新たな湖沼指定方法の設定を進めている。</p> <p>○公害防止取組促進のための仕組み作りについて検討を行い、「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」を策定した。</p> <p>○7次にわたる水質総量削減の実施により、東京湾等に流入する汚濁負荷量は着実に削減。東京湾、伊勢湾及び大阪湾では、水環境改善に向けた一層の取組が必要である一方で、大阪湾を除く瀬戸内海については、第6次から、現在の水質を悪化させない取組を実施するよう対策の在り方が見直された。第7次水質総量削減については、平成23年6月に総量削減基本方針を策定し、平成24年2月にはそれらを受けた都府県の総量削減計画が策定された。</p> <p>○有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月に取りまとめた委員会報告に基づき、有明海・八代海の再生のために必要な調査を順次実施した。</p> <p>○ロンドン条約1996年議定書の採択に伴って平成19年4月から導入された海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な実施、日本周辺の海域における水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋モニタリング調査による陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響の把握等を行うとともに、平成19年11月に施行された海洋汚染防止法の海底下CCSに係る許可制度を適切に実施するため、環境影響評価やモニタリング等に関する手法の高度化の検討を進めた。</p> <p>○漂流・漂着ごみ対策については、平成21年7月に成立した海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針を踏まえ、各地域において地域計画の策定が進められており、地域グリーンニューデール基金の活用等によって、各地域における回収・処理も行われているところ。国においても、漂流・漂着ごみ国内削減方策モデル調査等の調査結果等を踏まえ、海岸清掃事業マニュアルを作成するなど、適切かつ効率的な海岸漂着物の回収・処理手法の検討をすすめて、各自治体に情報提供を行っている。</p> <p>○地下水汚染の未然防止を図るための制度を創設する「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(改正法)が平成23年6月に成立したところであり、制度の円滑な施行のため、制度の改正内容をわかりやすく解説したマニュアルを策定するとともに、全国7都市において改正法説明会を開催し、周知を行った。</p> <p>○アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」において、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国における水質汚濁防止の協力として分散型排水処理技術の導入に関するモデル調査を行ってきたところ。特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで6地区10箇所で開催し、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。</p> <p>○微生物によるバイオレメディエーション事業の普及促進を図るため、適合確認手続に必要な指標及び基準の明確化等に関する調査検討を実施するとともに、これを受けて「微生物によるバイオレメディエーション利用指針の解説」の改訂を行った。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>		

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○下層DO等国民の実感にあった新たな環境基準設定のための検討を実施する必要がある。</p> <p>○暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進と事業者への普及を進めるほか、生物応答を利用した水環境管理手法の取組の促進を図る必要がある。</p> <p>○健全な水循環の確保のため、国と地域が連携を図りつつ、水環境の保全を担う体制の確保を図り、効果的な水質汚濁の防止の取組が促進されるよう、引き続き、研修等を通じた人材の育成等を行う必要がある。</p> <p>○多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼水質保全特別措置法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。湖沼水質保全計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る必要がある。</p> <p>○アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては、引き続き地域条件の異なる農村地域等における分散型排水処理技術の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む必要がある。</p> <p>○関係都府県の総量削減計画に基づき、第7次水質総量削減を着実に実施していく必要がある。また、発生負荷量調査等について今後も継続的に把握し、総量削減の効果を的確に把握し、富栄養化が解消されつつある海域について、適切な負荷量目標の設定を行う必要がある。</p> <p>○中国との共同研究の成果を活用し、更なる東アジア諸国における海域の環境改善を進める必要がある。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量について、引き続き削減に努める。海底下CCSについては、経済産業省の実証実験に合わせて許可制度を適切に実施するため、環境影響評価書の審査体制を適切に構築するよう進めて行く。</p> <p>○各地域において引き続き適切な海岸漂着物の回収・処理を実施していただくとともに、海岸漂着物等の発生源対策をすすめ、各地域の漂流・漂着・海底ごみ問題の解決を図ることが必要となる。また、外国由来の漂着ごみについて、NOWPAP等の枠組みも活用し、国際的連携のもとで、引き続きその削減に努めていく必要がある。</p> <p>○水質汚濁防止法の改正による新たな制度、措置のフォローアップや施策の充実を図ることにより、自治体・事業者による地下水汚染対策を推進し、地下水汚染の未然防止を図る。</p>
--	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央環境審議会「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会を平成23年7月より3回開催し、審議を行った。 ・有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月にとりまとめた委員会報告に基づいた有明海・八代海の再生に向けた課題について順次説明。 ・平成24年3月に海岸漂着物対策について専門的な知見からの助言を得るため、海岸漂着物対策専門家会議を開催した。 ・学識経験者を委員とする「微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針検討会」を開催し、審議を行った。
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・各年度 公共用水域水質測定結果(環境省)</p>
----------------------------------	------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>西本 俊幸 吉田 延雄 富坂 隆史 森 高志 宇仁菅 伸介</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	--	---------------	--	-----------------	----------------

各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/リットル]※COD は、75%値

			指標年度					目標値 (現行計画)		
			H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H27年度		
霞ヶ浦	西浦	COD	9.7	9.8	10	10	調査中	8.3		
		T-N	1.3	1.6	1.3	1.5		1.1		
		T-P	0.12	0.12	0.11	0.10		0.088		
	北浦	COD	9.8	10	11	12		8.2		
		T-N	1.2	1.4	1.2	1.7		0.99		
		T-P	0.14	0.17	0.13	0.14		0.096		
	常陸利根川	COD	9.6	9.7	9.7	10		8.1		
T-N		1.1	1.2	0.97	1.1	0.89				
T-P		0.11	0.12	0.10	0.1	0.072				
印旛沼		COD	12	9.6	9.8	10	調査中	9.7		
		T-N	2.4	2.6	2.7	2.9		2.7		
		T-P	0.14	0.11	0.11	0.14		0.13		
手賀沼		COD	9.7	9.1	10	9.6	調査中	8.8		
		T-N	2.5	2.6	2.4	2.5		2.4		
		T-P	0.16	0.15	0.14	0.16		0.14		
琵琶湖	北湖	COD	2.9	3.0	3.0	2.9	調査中	2.9		
		T-N	0.27	0.26	0.27	0.25		0.24		
		T-P	0.007	0.008	0.008	0.008		現状維持		
	南湖	COD	4.3	4.3	4.7	5.0		5.0		
		T-N	0.31	0.26	0.26	0.28		0.26		
T-P	0.015	0.013	0.011	0.016	0.016					
児島湖		COD	7.9	8.1	7.5	8.0	調査中	7.5		
		T-N	1.3	1.3	1.0	1.2		1.1		
		T-P	0.21	0.21	0.18	0.19		0.17		
諏訪湖		COD	6.2	6.8	6.0	6.7	調査中	H	4.8	
		T-N	0.78	0.81	0.81	0.84		23	0.65	
		T-P	0.048	0.045	0.050	0.053		現状維持 向上		
釜房ダム貯水池		COD	2.2	2.3	2.5	2.6	調査中	H	2.5	
		T-N	0.51	0.53	0.53	0.59		23	0.60	
		T-P	0.014	0.017	0.018	0.019		0.016		
中海		COD	5.6	6.0	5.9	5.3	調査中	H	5.1	
		T-N	0.60	0.47	0.51	0.61		25	0.46	
		T-P	0.072	0.060	0.059	0.062		0.046		
宍道湖		COD	6.2	6.1	5.5	5.9	調査中	H	4.6	
		T-N	0.52	0.49	0.48	0.67		25	0.49	
		T-P	0.056	0.056	0.040	0.073		0.039		
野尻湖		COD	2.0	2.3	2.4	2.2	調査中	H	1.5	
		T-P	0.007	0.005	0.005	0.006		25	現状維持 向上	
八郎湖	調整池・東部承水路	COD	8.1	6.9	7.0	8.6	調査中	9.4		
		T-N	1.2	0.74	0.71	1.0		0.93		
		T-P	0.097	0.090	0.070	0.082		0.067		
	西部承水路	COD	9.5	10	8.8	9.7		H	9.5	
		T-N	1.1	0.92	0.87	1.2			1.4	
T-P	0.064	0.061	0.056	0.066	0.077					

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	—	78	72	77	81	調査中	100
		97	97	98	97		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	—	67	67	67	67	調査中	100
		67	67	67	100		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	—	63	74	68	63	調査中	100
		67	50	83	67		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	—	56	56	56	56	調査中	100
		57	86	43	86		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
赤潮の発生件数(瀬戸内海、有明海、八代海の順)[件]	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	20	99/41/24	116/29/14	104/34/16	91/35/14	○/29/13	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

赤潮の発生件数(瀬戸内海)の平成22年度実績値(“○”と表記)は未発表(平成24年度内に公表予定)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全					
施策の概要	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。					
達成すべき目標	市街地等土壤汚染対策として土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤環境を保全する。 農用地について、土壤汚染の防止、除去等の必要な措置を講じ、人の健康を損なうおそれがある農作物等の生産等を防止することで、国民の健康を保護する。 ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施するとともに、水域経由でのばく露リスク評価を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	533,321	531,855	415,548	333,991
		補正予算(b)				
		繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	533,321	531,855	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	392,000	400,000	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 土壤汚染対策法に基づく要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	71	-	-
	年度ごとの目標値							
	2 農用地土壤汚染対策地域の指定解除率(%)	基準	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	85	85	87	87	集計中	-
	年度ごとの目標値							
	3 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	80	100	100	100	100	
	年度ごとの目標値							
	4 水域経由でのダイオキシン類の曝露リスク評価	基準	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	
	年度ごとの目標値							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○土壤汚染対策法の運用状況、土壤汚染対策の実態を把握するための都道府県・政令市への施行状況調査を実施した。また、指定調査機関の信頼性確保のための技術管理者試験を実施した。</p> <p>○農用地土壤汚染対策地域については、平成22年度末までに6,577haが指定されており、対策事業の実施等を経て、87%に当たる5,702haが地域指定を解除された。(平成23年度の数値については、平成24年12月頃取りまとめ予定)</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域については、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。</p> <p>○ダイオキシン類汚染土壌の下に非汚染土壌が敷設されていれば、ダイオキシン類は当該非汚染土壌で捕捉され、地下水へ移行する可能性は低いことが、カラム試験を通じて明らかになった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○土壤汚染対策の実態把握のための施行状況調査結果を踏まえ、必要に応じて土壤汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の検討を行う。また、水に関する環境基準等の改正を踏まえ、未規制物質の環境基準項目の追加、見直しの検討が必要。</p> <p>○農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止するため、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しを行う。</p> <p>○ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染の場合にあっては、ダイオキシン類が当該有機化合物等に吸着し、地下水へ移行するという報告が確認されたため、複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 農用地土壌汚染防止法の施行状況(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
-------------------------------	--

担当部局名	土壌環境課	作成責任者名	粕谷 明博	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省23-12)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農業対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農業について水産動植物の被害防止に係る新たな農業登録保留基準を速やかに設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、現行の排出削減計画に規定する排出目標量(平成22年までに平成15年比で約15%削減)の達成状況を確認し、次期削減計画を策定、遵守する。全ての地点で環境基準を達成する。農業について、農業登録保留基準を速やかに設定するとともに、農業の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	282,656	254,471	198,705	183,566
	補正予算(b)					
	繰り越し等(c)			(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	282,656	254,471	(※記入は任意)		
	執行額(千円)	265,000	216,000	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	当面の間
		315~343	286~307	215~223	158~161	158~160	集計中	176
	年度ごとの目標値		-	-	-	315~343	-	
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度
		-	大気100 公共用水域 水質97.5 公共用水域 底質99.5 地下水水質 99.7 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.6 地下水水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.8 公共用水域 底質99.5 地下水水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.5 地下水水質100 土壌100	集計中	100
		年度ごとの目標値						
		3 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農業数(累計)	基準値	実績値				
	22年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
135	18		58	103	135	196	336	
年度ごとの目標値							157	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○平成22年のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、平成22年の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成22年の全国の環境調査結果では、大気・土壌・地下水は100%、その他も概ね環境基準を達成している。これらの状況を踏まえ、ダイオキシン類削減計画の改定作業を進めているところ。</p> <p>○農業については、平成23年度、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準を新たに20農業について設定し、また、41農業について基準値設定不要と評価した。累計では196農業を設定しており、年度ごとの目標を達成している。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○ダイオキシン類については、国内排出量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策はきわめて有効であったと考えられるが、今後は、水質、底質等の環境基準100%達成に向けた取組が課題である。</p> <p>○平成19年5月にストックホルム条約(POPs条約)の第3回締約国会議(COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針の改訂作業が開始される見込みであることから、我が国における発生源情報や対策手法に関する情報提供等を行い、今後の各国の施策検討に資する。</p> <p>○臭素系ダイオキシン類については、引き続きその排出実態等の把握、インベントリの充実に努め、国際的な動向に関する情報収集を進め、POPs条約COP5で決議された作業プログラムに応じた情報提供等を行い、臭素系難燃剤等の廃絶プログラムへの協力を進める。</p> <p>○農業登録保留基準は、農業製造者等からの申請を受けて、設定するものであり、年度ごとに申請件数の変動があるものの、申請受付後速やかに処理してきた。引き続き、登録保留基準を速やかに設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・ダイオキシン類環境情報等調査検討会において、ダイオキシン類汚染の現状等の評価および、次期削減計画の削減目標等に係る検討を実施。(H22~23年度)</p> <p>・臭素系ダイオキシン類に関する総括のためのワークショップを開催 有識者による臭素系ダイオキシン類の汚染の現状についての評価と今後の課題等について討議を実施。(H23年度)</p> <p>・学識経験者を委員とする中央環境審議会土壌農薬部会農業小委員会を開催し、審議を行った。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリ) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果
---------------------------	--

担当部局名	ダイオキシン対策室 農業環境管理室	作成責任者名	水野 理 西嶋 英樹	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	----------------------	--------	---------------	----------	---------

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)					
施策の概要	被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。また、アスベストの大気濃度調査を踏まえ、更なるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する。					
達成すべき目標	被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	1,402,360
		補正予算(b)	-	-	588,657	
		繰り越し等(c)	-	-	-129,850	※23年度予算
		合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)	2次補正文科省移替
	執行額(千円)	-	-	(※記入は任意)	予算額:442,277	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 アスベスト大気濃度暫定基準値(10[f/l])達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	99.2	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
2 東日本大震災の被災地における大気汚染に係る環境基準等達成率(%)	施策の進捗状況(実績)						目標	
	「別紙のとおり」						年度	
							100	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○東日本大震災の被災地において、常時監視対象物質(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素)、ダイオキシン類及び有害大気汚染物質(優先取組物質)の大気環境モニタリング調査を実施したところ、前期調査では30地点のうち1地点でヒ素及びその化合物の指針値を超えたが、後期調査では前期調査でヒ素の指針値を超えた地点を含む37地点のうち環境基準又は指針値を超えた地点はなかった。</p> <p>○東日本大震災の被災地周辺において、水環境における有害物質等による環境汚染の有無・程度等について、緊急的に公共用水域及び地下水の水質モニタリング調査を実施した。</p> <p>○東日本大震災の被災海域において、環境汚染の人の健康への2次被害の防止や被災地の生活環境に対する住民不安の解消に努めるため、水質等のモニタリング調査を実施した。</p> <p>○東日本大震災の被災地周辺において水環境(河川、湖沼・水源地、海域、地下水)における放射性物質のモニタリングを実施した。</p> <p>○洋上漂流物については、その漂流経路等に係るシミュレーションを実施し、関係国等へ適切な情報提供を行った。</p> <p>○東日本大震災の被災地での環境大気中のアスベスト濃度について、暫定基準値を99%以上達成している。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○被災地における大気中の常時監視対象物質等のモニタリング調査では、ヒ素及びその化合物の指針値を超えた地点が1地点あったものの、当該地点におけるその後の調査ではヒ素の指針値を超過せず、その他の地点でも特に問題は見られなかったため、次年度以降継続して調査を実施する必要はないと判断した。</p> <p>○東日本大震災の被災地において、水質や有害物質のモニタリングを実施し、環境汚染の人の健康への2次被害の防止や被災地の生活環境に対する住民不安を解消に努める必要がある。</p> <p>○水環境中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消に努める必要がある。</p> <p>○洋上漂流物に係るシミュレーションについては、2013年6月までの予測結果しか得られていないことから、さらに長期の予測を行う必要がある。</p> <p>○被災地での環境大気中のアスベスト濃度について、暫定基準値を99%以上達成しており、また得られた結果を公表し、アスベストの飛散、ばく露防止対策にフィードバックする等有効に活用されている。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・環境大気中のアスベスト濃度測定の結果については、厚生労働省と合同で開催している会議において結果の検証にあたり意見をいただいた。</p> <p>・洋上漂流物について、専門家等を有する京都大学等と請負契約を交わし、漂流予測シミュレーションを行った。</p>
-----------------	--

<p>政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省報道発表資料 http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110712.pdf http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110830.pdf http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14548 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15033</p>
---------------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>山本 光昭 吉田 延雄 森 高志 宇仁菅 伸介 早水輝好</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	---	---------------	---	-----------------	----------------

東日本大震災の被災地における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化硫黄	イ. 二酸化窒素	ウ. 浮遊粒子状物質
エ. 一酸化炭素	オ. ベンゼン	カ. トリクロロエチレン
キ. テトラクロロエチレン	ク. ジクロロメタン	ケ. アクリロニトリル
コ. 塩化ビニルモノマー	サ. クロホルム	シ. 1,2-ジクロロエタン
ス. 水銀及びその化合物	セ. ニッケル化合物	ソ. ヒ素及びその化合物
タ. 1,3-ブタジエン	チ. アセトアルデヒド	ツ. 塩化メチル
テ. クロム及びその化合物	ト. 酸化エチレン	ナ. トルエン
ニ. ベリリウム及びその化合物	ヌ. ベンゾ[a]ピレン	ネ. ホルムアルデヒド
ノ. マンガン及びその化合物	ハ. ダイオキシン類	

年度	H23 年度	H23 年度	目標年	目標値
	前期調査	後期調査		
ア	100	100	-	100
イ	100	100	-	100
ウ	100	100	-	100
エ	100	100	-	100
オ	100	100	-	100
カ	100	100	-	100
キ	100	100	-	100
ク	100	100	-	100
ケ	100	100	-	100
コ	100	100	-	100
サ	100	100	-	100
シ	100	100	-	100
ス	100	100	-	100
セ	100	100	-	100
ソ	96.7	100	-	100
タ	100	100	-	100
チ	100	100	-	100
ツ	100	100	-	100
テ	100	100	-	100
ト	100	100	-	100
ナ	100	100	-	100
ニ	100	100	-	100
ヌ	100	100	-	100
ネ	100	100	-	100
ノ	100	100	-	100
ハ	100	100	-	100